

平成23年度  
関東理工科大学硬式庭球連盟規約

関東理工科大学硬式庭球連盟

幹事校 慶應義塾大学

# 平成23年度関東理工科大学硬式庭球連盟規約

## 第1章 総 則

第1条 本連盟は関東理工科大学硬式庭球連盟と称す。

第2条 本連盟は、学生の自治のもとに学生精神の向上、学生庭球の発展ならびに加盟校相互の親睦を図ることをもって目的とする。

## 第2章 組 織

第3条 本連盟は東京都及び千葉、神奈川、埼玉、群馬、栃木、茨城、山梨、静岡各県に所在する理工科系の大学及び短期大学の加盟校をもって組織する。  
ただし、定例理工科委員会会議において審議の上承認されたものはそのかぎりではない。

## 第3章 事 業

第4条 本連盟は第2条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- 1、毎年秋季においてリーグ戦規約に基づくリーグ戦を行う。
- 2、毎年夏季において関東理工科大学個人トーナメント大会を行う。
- 3、毎年関東理工科大学新人トーナメント大会を行う。
- 4、毎年末関東理工科大学庭球成績優秀者を発表する。
- 5、毎年2月または3月に二軍戦規約に基づき二軍戦を行う。
- 6、前項の他第2条に定める目的を達成するために必要な事業を行う。

## 第4章 加盟校の資格および義務

第5条 本連盟に加盟しうる学校資格は学校教育法による大学および短期大学とする。  
第6条 新たに加盟せんとする大学または短期大学は本連盟委員会の承認を経るものとする。

第7条 加盟校は毎年最初の本連盟委員会までに所定の書式にしたがって登録し、か

つ第8条に定める加盟費および登録費を納入しなければならない。ただし、初めて登録するものは、本連盟の行う公式戦に出場の際登録することを認める。

第8条 加盟費は年額一加盟校につき2千円、登録費は1名につき年額2千円とする。ただし、いったん納入した加盟費および登録費は理由の如何を問わず返還しないものとする。

第9条 加盟校は左記の理由によりその資格を失うものとする。

- 1、加盟校である団体が解散したとき。
- 2、脱退を申し出たとき。
- 3、加盟校で加盟費および登録費を納入せず、または加盟校としての義務を怠り、もしくは加盟校としての義務を棄損して委員会会議より除名されたとき。
- 4、第10章 第32条に該当するとき。

第10条 加盟校は本連盟規約を遵守しなければならない。

## 第5章 役員

第11条 本連盟に下記の役員を置く。

- 1、委員長 主催校から1名  
ただし、大会委員長を兼ねる。
- 2、委員 各校から2名以内

第12条 委員の任期は1ヵ年とし、1月1日より12月31日までとする。

第13条 主催校の決定

主催校は各校持回りとする。

第13条 一補足一

平成18年度以降の主催校担当は、左記の順に従う。

- |           |                  |          |
|-----------|------------------|----------|
| 1、東京電機大学  | 2、湘南工科大学         | 3、法政大学   |
| 4、慶應義塾大学  | 5、東洋大学           | 6、茨城大学   |
| 7、東京理科大学  | 8、成蹊大学           | 9、武蔵工業大学 |
| 10、東京工業大学 | 11、早稲田大学         | 13、北里大学  |
| 14、東京農工大学 | 15、東京電機大学（※1に戻る） |          |

※この規約は、平成19年度より発効する。

## 第6章 会 議

- 第14条 本連盟に左記の会議を設ける。
- 1、定例理工科委員会
  - 2、臨時理工科委員会
  - 3、懲罰会議
- 第15条 定例理工科委員会は、本連盟の最高決議機関であって本連盟運営上の重要事項を議決する。
- 第16条 定例理工科委員会は加盟校の委員（またはその代理人）をもって構成する。ただし議決権は加盟校につき1票とする。
- 第17条 定例理工科委員会会議に附議される事項は次の通り。
- 1、予算および決算
  - 2、事業報告および事業計画
  - 3、規約の改正
  - 4、その他重要事項
- 第18条 理工科委員会会議は加盟校の委員（またはその代理人）をもって構成し、主催校委員が必要と認めた場合および加盟校の3分の1以上の書面による要求があったときに主催校委員がこれを召集する。議決権は、各出席校につき1票認めることとする。
- 第19条 定例理工科委員会会議は毎年5月にこれを開催するものとし、他の会議は第18条に基づく。
- 第20条 理工科委員会会議は原則として加盟校の過半数の出席をもって成立し、議事は有議決者の過半数の同意をもって決定する。  
ただし、定例理工科委員会会議において本規約の改正を行う際は、有議決者の3分の2以上の同意を要する。
- 第21条 理工科委員会会議に欠席した加盟校は、その会議に関するすべての権利を放棄したものとみなされる。  
ただし、会議の決議により発生した義務は負わなければならない。
- 第22条 理工科委員会会議は主催校の委員から1名を議長とする。

## 第7章 各 種 大 会

- 第23条 本連盟主催の各種大会のドローは主催者及び主催校理工科委員においてこれを為すものとする。
- 第24条 関東理工科庭球ランキングは個人トーナメントおよびリーグ戦その他（関東

学生)の成績によって主催校が決定する。ただし、単8位、複4位までとする。

第25条 各種大会要項は理工科委員において少なくとも大会の10日前に決定発表しなければならない。

## 第8章 会 計

第26条 本連盟の会計年度は1月1日に始まり12月31日に終わるものとする。

第27条 本連盟の収入は左記の通りである。

- 1、連盟加盟費
- 2、連盟登録費
- 3、各種大会剰余金
- 4、出版による収入(広告料その他)
- 5、寄付金による収入
- 6、前年度繰越金
- 7、その他の収入

第28条 本連盟の支出は左記の通りとする。

- 1、経常費
- 2、臨時費

第29条 会計監査

会計監査は以下の者が行う。

次期幹事校が主体となり、そのほかその年の推進委員で構成するものとする。(監査委員)

監査委員は、連盟費の会計監査を必要に応じて行うものとする。

## 第9章 罰 則

第30条 本連盟は登録者の除名を含む適当な処分に附することがある。この処分決定は理工科委員会より構成される懲罰会議(過半数をもって定足数とする)にかけてその4分の3以上の同意をもって決定するものとする。

処分の基準は左記の通りとする。

- イ、学生スポーツ精神に反する行為をするもの。
- ロ、素行不良等の理由により加盟校内において懲戒以上の処分を受けたもの。

## 第10章 附 則

- 第31条 本規則に必要な細則は理工科委員会において定めるものとする。
- 第32条 部員が存在せず、かつ学校登録をしない団体は連盟から除名される。  
また、学校登録した団体で部員が存在しない場合、その年度のリーグ戦はすべてデフォルト負けとなる。  
ただし、その年のリーグ戦会議から3年後のリーグ戦会議までこれを認め、これ以後は連盟から除名されるものとする。
- 第33条 第9条により除名された団体を有する部は、除名された団体以外の各団体リーグ戦を行い順位決定後、1位校は入替戦を行う。  
また、除名された団体の部より下の部は順位決定後その順位に従い、順位1つずつ繰り上げ、入替戦は行わないものとする。
- 第34条 本規約は平成18年5月7日から発効する。

## 第11章 その他の規約

### ○リーグ戦の規約

#### 関東理工科大学リーグ戦規約

##### 1、日程

原則として10月第1週土、日曜日からはじめ毎土、日曜日に行う。

##### 2、組合せ

組合せは各部とも前年度順位に基づき第1週第1位対第4位、第2位対第3位、第2週第1位対第3位、第2位対第4位、第3週第1位対第2位、第3位対第4位として各部の入替戦はこれを第4週に行う。

##### 3、コート使用

原則として毎年度交替に当時校を使用するものとする。

入替戦によって代わった部もこの一環とする。

この原則に基づいて試合を行えない場合は大会委員会の承認を求める。

入替戦は上位校に従うものとする。

主催校は大会運営の都合上最優先する。

##### 4、順位決定

勝点と同じ場合は総勝ポイント数の多いものを上位とし、かつ総勝ポイント数が同じ場合は総失セット数の少ないものを上位とし、なおかつ差がない場合は当該校の当該試合の勝敗によるものとする。

以上によっても順位の決まらぬ場合は理工科委員会の決定に基づき再試合を行う。

## 5、試合

原則として試合は単複同日に行い、男子の試合は一対抗のポイント数は単6、複3の合計9ポイント、試合は全て3セットマッチとし、女子の試合は一対抗のポイント数は単3、複2の合計5ポイント、試合は全て3セットマッチとする。試合開始時間、審判その他の細部にわたる取り決めは当該校の話し合いによるものとする。審判、応援、ボーラーに限り所定の手続きに従い本連盟が認めた文系部員の参加も認めるものとする。

使用球は各大学の意思に基づき理工科委員会において決定する。

## 6、出場資格

フォーシーズン制、同一大学において連盟登録年数四年以内ならば出場できる。他大学へ移った場合は以前にいた大学と移った大学での登録年数が四年以内ならば出場できる。また、医学部・歯学部・薬学部・獣医学部の学生に限り5年・6年生時の出場を認める。(個人戦は登録年数が4年以上でも学部生なら可。院生は不可。)

選手出場順位はオーダー規約に基づくものとする。

### 1、単

- 1、本年度全日本庭球シングルスランキングプレーヤー
- 2、本年度全日本学生庭球シングルスランキングプレーヤー
- 3、本年度全日本庭球選手権大会単出場者  
(本年度関東学生単ランキングプレーヤーを上位とする)
- 4、本年度全日本庭球選手権予選大会出場者、本年度全日本学生庭球選手権大会単出場者  
(本年度関東学生単ランキングプレーヤーを上位とする)
- 5、本年度全日本庭球選手権大会複出場者  
(本年度関東学生複ランキングプレーヤーを上位とする)
- 6、本年度全日本庭球選手権大会複出場者および本年度全日本庭球選手権予選大会複出場者  
(本年度関東学生複ランキングプレーヤーを上位とする)  
本年度関東学生庭球選手権大会および関東学生トーナメント大会単出場者、前年度新進大会単準々決勝進出者。全国高校ランキング10位までのプレーヤー

(注) なお、以上の項目該当者以外は各校の良識による判断にまかせる。

### 2、複

- 1、本年度全日本庭球ダブルスランキングプレーヤー (またはダブルスランキ

ングプレーヤー同士で作ったペア)

2、本年度全日本学生庭球ダブルスランキングペア (またはダブルスランキングプレーヤー同士で作ったペア)

3、本年度全日本庭球選手権大会複出場ペア

本年度全日本庭球選手権大会単または複出場者同士で作ったペア

4、本年度全日本庭球選手権大会単または複出場者と、本年度全日本学生庭球選手権大会単または複出場者および全日本庭球選手権予選大会単または複出場者同士で作ったペア

5、本年度全日本学生庭球選手権大会複出場ペア

(本年度関東学生複ランキングペアを上位とする)

本年度全日本学生庭球選手権大会単または複出場および全日本庭球選手権予選大会単または複出場者同士でつくったペア

本年度全日本庭球選手権大会単または複出場者と関東学生庭球選手権大会単または複出場者同士で作ったペア

(本年度関東学生選手権大会複ランキングペアを上位とする。ただし女子の場合、本年度関東学生庭球トーナメント大会複出場ペア)

6、本年度関東学生選手権複出場ペア

(関東学生複ランキングペアを上位とする)

本年度全日本庭球選手権大会単または複出場者と無資格選手で作ったペア

本年度全日本庭球選手権大会単または複出場者と関東学生選手権大会単または複出場者同士で作ったペア

本年度関東学生選手権複出場同士で作ったペア

(ただし女子の場合、関東学生庭球トーナメント大会複出場ペア)

前年度新進大会複準決勝進出ペア

本年度全日本学生庭球選手権大会単または複出場者と無資格選手で作ったペア

全国高校単ランキング5位以内の選手および複ランキング3位以内の選手

(注) なお、以上の項目該当者以外は各校の良識による判断にまかせる。

3、上記に該当しない者

1、同等の資格を有する出場者の順位の変更は第1週のオーダーを基準とし、前後一つの移動はこれを認める。

2、単複分けて基本オーダーを交換し、試合開始前までに相手校からの抗議がなければ両校間で承認されたと認め試合が成立する。

①ただし、この規約に明確に違反したオーダーを提出した学校は試合前にオーダーを規約にそって変更しなければならない。

- ②基本オーダーミス、登録ミスは試合成立後もそのポイントを無効とする。
- ③故意による登録ミスは全ポイント無効となり、1部格下げとなる。(文科系選手出場等である)

#### ○デフォルトに関する規約

- 1、コートレフェリーが定刻にコールした時にそこに選手がいなかった場合または返事がなかった場合は、その選手を棄権とする。
- 2、個人戦において雨天その他の理由でそのコートにおける第1回目の試合開始時刻が延びた場合、各試合開始時刻を延期になった時間だけ延ばし、あらためてこれを定刻とする。またコートの状態によって試合の進行が遅れる場合は、レフェリーの判断によって各選手の定刻を変更することができる。
- 3、団体戦において、前項と同等の場合、両校の話し合いのもとで、コートレフェリーの判断によって試合時間を変更することができる。
- 4、交通事故等により遅れた場合はすべて棄権とする。
- 5、前もって試験その他の理由でどうしても定刻に遅れることがわかっている場合は、レフェリー立ち合いのもとで相手が認めた場合においてその定刻を遅らせることができる。
- 6、前述に該当しない場合はいかなる理由があっても定刻に遅れた場合は棄権とみなす。
- 7、試合中負傷、捻挫その他の偶発事故により試合続行不可能な場合はコートレフェリーにこれを一任する。
- 8、試合中再三の注意にもかかわらず明らかに学生プレーヤーらしからぬ態度を取った場合、コートレフェリーはこれを棄権とすることができる。

#### ○二軍戦の規約

##### 関東理工科大学二軍戦規約

- 1、二軍戦における趣旨
  - ①低層レベル選手の技術の向上を計るために行うものとする。
  - ②多くの人に団体戦の経験をしてもらう。
- 2、組合せ
  - 二軍戦は団体トーナメント方式を用いる。
- 3、出場資格
  - 連盟規約・リーグ戦規約の出場資格に従うものとする。
  - 前年度リーグ戦における出場者を除く。ただし、単のみ出場選手は複、複のみ

出場者は単に出場可能とする。

ダブルスのペアを解消しても複出場選手は、二軍戦出場資格はないものとする。

#### 4、コート使用

原則として、コート選択権のある大学にまかせる。

#### 5、試合

試合は、同日中に行い、その日に終わらせるようにする。

男子、女子ともに試合のポイント数は、一対抗で単3、複2の合計5ポイントすべて3セットマッチで行うものとする。

勝敗の決定した試合は、天候、コート不良、日没などによる延期はないものとする。

大会使用球、試合日程、試合開始時刻、コート選択権は、主催校が決定するものとする。

参加チームは各大学2チームまでとする。

#### 6、罰則

二軍戦の出場資格に違反したものは、その年度のリーグ戦の出場資格を失うものとする。

(注) 以上の事項を除き、ルールはすべてリーグ戦規約・細則に基づいて行うものとする。

### ○推進委員会規約

この規約は、連盟規約第31条に定める細則として、連盟規約に準じて扱うものとする。

第1条 推進委員会は、連盟規約第4条第5項に基づく事業を計画し連盟の発展を促すことを目的とする。

第2条 本委員会は、次の委員をもって構成する。

1、主催校および、前年度主催校、次年度主催校。

2、理工科委員会（12月）において、立候補または推薦され承認された大学。

第3条 本委員会の任務は1ヶ年とし、1月1日より12月31日までとする。  
ただし、再選を妨げない。

第4条 本委員会は毎年3月に定例推進委員会を開催する。

また、推進委員が認めた場合、臨時推進委員会を開催する。

1、本委員会は、第2条の条件を満たす推進委員をもって構成される。ただし、議決権は各出席校につき1票とする。

2、本委員会では第1条の内容に基づいた事業を計画し、推進委員の過半

数の同意をもって、これを連盟に提案する。

3、本委員会からの提出案は、定例および臨時理工科委員会で議決されなければならない。

第5条 本委員会は、予算申請および決算報告を定例理工科委員会に提出し、その認可を受けなければならない。

第6条 推進委員会は、主として次の職務を行う。

1、体育会関東大学リーグ第1部校などの有力校と理工科連盟代表チームとの対抗戦実現のために必要な準備を行う。

2、本連盟所属選手の実力向上のために、合同合宿などの計画を行う。

3、本連盟を全国規模に発展させるために必要な準備を行う。

4、その他、本連盟の発展のために必要な事業の計画を行う。

第7条 この規約は、平成19年5月13日より発効する。

## 関東理工科大学硬式庭球連盟